大阪医科薬科大学における研究資料等の保存に関するガイドライン

(平成30年9月14日施行)

(目 的)

第1条 研究活動によって得られる結果等に係る研究資料等(以下、「研究データ」という。) の対象、保存に関する責務及び管理責任者、保存方法、保存期間並びに確認方法について、 以下のとおり定める。

(対象)

- 第2条 このガイドラインの対象となる研究データは次のとおりとする。
 - (1) 実験・観察等の研究活動の過程を記録した実験ノート等、及び論文や報告等成果発表の基となった研究資料(文書、数値データ、画像等)
 - (2) 論文や報告等成果発表の基となった試料(実験試料、標本)及び装置などの「もの」

(保存・管理及び開示義務)

第3条 本学の施設・設備を利用して研究活動に従事する者は、自らが生み出した研究データについて責任をもって適切に保存・管理しなければならない。また、研究不正に係る調査等のために研究データ等の開示が求められた場合は、開示しないことが合理的であると認められる場合を除き、これに応じなければならない。

(研究管理責任者)

- 第4条 研究管理責任者は、各教室又は分野又は研究室等の所属長とする。研究管理責任者は、自らが所属する教室又は分野又は研究室等において、研究データその他の管理責任を負う。研究管理責任者は、必要に応じて、研究データを管理する者を「データ管理者」として任命することができる。
- 2 研究管理責任者及びデータ管理者は、自らが所属する教室又は分野又は研究室等より 論文等を発表する場合、事前に研究データの保存状況を確認しなければならない。

(保存方法)

- 第5条 研究者は、実験及び観察をはじめとする研究活動において、その過程を実験ノート等の形で記録に残さなければならない。当該実験ノートは、実験等の操作のログやデータ取得の条件等について、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を含むものとし、かつ事後の改変を許さない形で作成され、研究活動の一次情報記録として適切に保管されなければならない。
- 2 研究者は、研究資料、試料及び装置については、後日の利用及び検証に耐えうるよう適 正な形で保存しなればならない。保存に際しては、後日の利用及び検証が可能となるよう に、メタデータの整備や検索可能性及び追跡可能性を担保しなければならない。
- 3 研究管理責任者は、自らが所属する教室又は分野又は研究室等の研究者の転出や退職 に際して、当該研究者の研究活動に関わる研究データのうち保存すべきものについて、以

下の措置を講ずる。

- (1) 第6条の保存期間に準じ保管する。
- (2) 所在を確認し追跡可能としておく。
- 4 研究者は、個人情報等、その扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とするものについては、それらの規制やガイドライン等に従う。また、特定の研究プロジェクトに関して成果物の取扱いについて資金提供機関との取り決め等がある場合にはそれに従う。

(保存期間)

第6条 研究データの保存期間は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号については、原則として論文等の発表後10年間とする。電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップを行うことにより、再利用可能なもの(PDF等)で保存する。なお、紙媒体の資料等についても少なくとも10年の保存が望ましいが、保管スペースの制約等止むを得ない事情がある場合は、電子化データ(PDF等)による保管を可能とし、研究管理責任者の判断により紙媒体の資料等を合理的な範囲で廃棄することを可能とする。
- (2) 第2条第2号については、当該論文等の発表後5年間保存することを原則とする。 ただし研究管理責任者の判断により、保存・保管が本質的に困難なもの(不安定物質、 実験自体で消費されてしまう試料等)や、保存に多大なコストがかかるもの(生物系 試料等)についてはこの限りではない。
- (3) 保存期間に法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とするものについては、それらの規制やガイドラインに従う。また、特定の研究プロジェクトに関する成果物については、資金提供機関との取り決め等がある場合にはそれに従う。

(確認方法)

第7条 研究倫理教育責任者は、必要に応じ、このガイドラインに基づき研究データの保存 状況の確認を行う。

附則

このガイドラインは平成30年9月14日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和3年7月9日から施行する。

附則

このガイドラインは、令和4年10月5日から施行する。